

議案第 15 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 3 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「47 万円」を「50 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「12 万円」を「13 万円」に改める。

第 23 条中「47 万円」を「50 万円」に、「12 万円」を「13 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成 23 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 22 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。